



「九州エコライフポイント」環境保全活動の募集！

九州7県、企業、経済団体、NPO等が一体となって取り組んでいる「九州エコライフポイント」では、環境保全活動への参加者にポイント券を交付し、CO2排出削減を進めています。ポイント券は、道の駅、スーパー、コンビニなどの取扱店でお買い物にご利用いただけます。

ただいま、ポイント券を交付する対象の活動を募集しています。活動を予定している団体の皆様がたくさんのご応募をお待ちしております。

募集期間

平成30年5月1日（火）～5月31日（木）

応募できる団体

九州内に所在地を有するNPO法人や任意団体、企業等で、**活動実績が3年以上**あること。※企業の場合は、活動実績を問いません。

応募できる活動

次の①～④の要件を満たす活動

- ① **平成30年7月1日（日）から平成31年2月28日（木）までに実施される活動**
- ② **参加者数がおおむね30名以上**見込まれる活動
※次の④アの活動の場合は15名以上の参加が見込まれればよい。
- ③ **主催団体のメンバー以外の参加者数が全体参加者数の半数を超える**見込みの活動
※企業の場合は、社員の方以外の参加者が半数を超えなくてもよい。
- ④ 次のア～ウのいずれかに当てはまる活動
 - ア 植樹、間伐、下草刈りなど、森林の育成・保全につながる活動
 - イ 清掃活動など、地域環境の美化・緑化につながる活動
 - ウ 地球温暖化問題についてのセミナーの開催など、低炭素型ライフスタイルの促進につながる活動

付与するポイント※1ポイント＝1円

○主催団体メンバー以外の参加者1人あたりに付与するポイントを選べます。

【上記の「応募できる活動」④アまたは④イの活動の場合】

100ポイント、200ポイント、300ポイント、400ポイント、500ポイントのいずれかを選ぶことができます。

【上記の「応募できる活動」④ウの場合】

100ポイント、200ポイント、300ポイントのいずれかを選ぶことができます。

○主催団体のメンバーにはポイントを付与できません。

【ポイントの上限】

○1回の活動当たり2万ポイントを上限とします。

○1主催団体当たり複数の活動をご応募できますが、ポイントの合計は10万ポイントを上限とします。（原則は1主催団体当たり1活動とします。）

※企業の場合は、ポイントの代金を全額負担していただきます。よって、付与するポイントは独自に決定でき、ポイントの上限はなく、社員の方にもポイント付与できます。

その他注意事項

- ご応募いただいた活動については、審査のうえ認定させていただきます。
- 予算の都合により、ご応募多数の場合は、ご相談のうえ付与するポイント数などを調整させていただくことがございますので、ご了承ください。

応募方法

- ・「九州エコライフポイント」環境保全活動実施計画書を郵送で1部提出してください。
- ・実施計画書は、活動ごとに作成をお願いします。

応募書類の提出先・お問い合わせ先

○九州各県の地球温暖化対策担当課

〒812-8577

福岡市博多区東公園 7-7

福岡県環境部環境保全課

電話：092-643-3356

〒840-8570

佐賀市城内 1-1-59

佐賀県県民環境部環境課

電話：0952-25-7079

〒850-8570

長崎市尾上町 3-1

長崎県環境部環境政策課

電話：095-895-2512

〒862-8570

熊本市中央区水前寺 6-18-1

熊本県環境生活部環境局環境立県推進課

電話：096-333-2264

〒870-8501

大分市大手町 3-1-1

大分県生活環境部うつくし作戦推進課

電話：097-506-3033

〒880-8501

宮崎市橘通東 2-10-1

宮崎県環境森林部環境森林課

電話：0985-26-7084

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町 10-1

鹿児島県環境林務部地球温暖化対策課

電話：099-286-2586